







バロー窪新町店 富山市窪新町小橋詰割1番2号他14筆

2 店舗を設置する者 関電不動産開発株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号 関電不動産開発株式会社

代表取締役 藤野 研一

(変更後) 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号 関電不動産開発株式会社

代表取締役 福本 恵美

4 変更の日 令和6年6月27日

5 変更の理由 大規模小売店舗の設置者の代表者氏名に変更があったため

6 届出の日 令和6年7月22日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和6年7月31日から令和6年12月2日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名 及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由